［項を削る。］		
果実飲料	［略］	
	［削る。］	
豆乳類	［略］	
	［削る。］	
［略］		

炭酸飲料		
名称		［炭酸飲料］と表示する。ただし、炭酸飲料であることが明らかに識別できる他の適切な名称を表示することができる。
原材料名		使用した原材料を、原材料に占める重量の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 一　［砂糖］、［ぶどう糖果糖液糖］、［高果糖液糖］、［オレンジ果汁］、［乳酸菌飲料］等、その最も一般的な名称を表示する。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては［砂糖・ぶどう糖果糖液糖］と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては［砂糖・果糖ぶどう糖液糖］と、砂糖混合高果糖液糖にあっては［砂糖・高果糖液糖］と表示する。 二　印刷瓶詰の炭酸飲料でその品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶詰炭酸飲料」という。）以外の炭酸飲料について、表示する砂糖類の名称が二種類以上となる場合は、一の規定にかかわらず、［砂糖類］又は［糖類］の文字の次に、括弧を付して、［砂糖、ぶどう糖］等と多いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は［砂糖・ぶどう糖果糖液糖］と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は［砂糖・果糖ぶどう糖液糖］と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は［砂糖・高果糖液糖］と表示する。 三　印刷瓶詰炭酸飲料の場合には、［ぶどう糖果糖液糖］、［果糖ぶどう糖液糖］及び［高果糖液糖］にあっては［液糖］と、［砂糖・ぶどう糖果糖液糖］、［砂糖・果糖ぶどう糖液糖］及び［砂糖・高果糖液糖］にあっては［砂糖・液糖］と表示することができる。 四　原材料及び添加物として水及び二酸化炭素以外のものを使用している炭酸飲料にあっては、水の表示は、省略することができる。
果実飲料	［同上］	
	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
豆乳類	［同上］	
	添加物	使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第三条第一項の表の添加物の項の規定に従い表示する。ただし、栄養強化の目的で使用される添加物に係る表示の省略規定は適用しない。
［同上］		